

1. 件名：原子力エネルギー協議会との面談
2. 日時：令和2年3月16日（月）14：00～14：45
3. 場所：原子力規制庁8階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ 技術基盤課 遠山課長、西崎企画官、山田係長
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門 川崎安全管理調査官、照井審査官
原子力エネルギー協議会
部長、他1名
東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）
課長、他1名
関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）
チーフマネージャー
5. 要旨：
 - 原子力規制庁から、先日の原子力規制委員会でデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る検討チームの検討結果等を報告した際、事業者側が同検討チーム会合で示した追加対策の内容を更に詳しく報告するよう指示を受けたので、改めて事実関係を確認したい旨を述べ、第4回発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障対策等に関する検討チーム会合資料1に記載のあるBWRにおける影響評価の解析の前提条件について確認した。これに対し東京電力から、解析の前提条件としては現実的な運転条件を想定しており、解析コードは主にベストエスティメイトコードを使用しているとの説明があった。
 - 原子力規制庁から、同資料に記載のあるABWRにおけるLOCA+CCFの最厳ケースである給水配管破断における燃料被覆管最高温度の解析結果はベストエスティメイトによるものか確認した。これに対し東京電力から、ベストエスティメイトによるものである旨の返答があった。
 - 原子力規制庁から、同資料にABWRの設備対策案として記載のあるARI作動、原子炉水位低、原子炉圧力高の警報の追加に関し、これら3種類の警報を追加する目的について確認した。これに対し東京電力から、発生した事態を中央制御室の運転員が迅速かつ的確に認知することでその後の事態対処をより確実なものとするため、代替制御棒挿入回路が原子炉水位低により作動したのか、原子炉圧力高により作動したのかを判別できるよう3種類の警報を追加するとの説明があった。
 - 原子力規制庁から、ABWRはARI作動による自動スクラムであるのに対し、同資

料に記載のあるPWRの原子炉圧力低による原子炉自動トリップは、自主設備であるハードワイヤード機構により作動するものとの認識でよいか確認した。これに対し、関西電力から、自主設備により作動するものであるとの回答があった。

- 原子力規制庁から、同資料に記載のあるPWRの原子炉冷却材喪失時の燃料被覆管温度の解析結果はベストエスティメイトによるものか確認した。これに対し関西電力から、PCTが判断基準に達するまでの時間余裕はEMベースのコンベンショナルな安全解析結果を外挿して概略評価したものであるが、事態対処を考える上でベストエスティメイトによるものと有意な違いは生じないと考えている旨の返答があった。
- 原子力規制庁から、同資料に記載のあるPWRの原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜きに関し、当該事象が発生した場合の進展について確認した。これに対し関西電力から、当該事象が発生した場合には原子炉自動トリップするとの返答があった。

6. 配付資料：

- デジタルCCFの現状設備での対応可能性について（東京電力ホールディングス株式会社）

以上